

「相模川流域下水道維持管理専門分科会設置要綱」の一部改正について（案）

「相模川流域下水道維持管理専門分科会設置要綱」の一部を次のように改正する。

要綱名の「相模川流域下水道維持管理専門分科会設置要綱」については、「相模川流域下水道経営専門分科会設置要綱」と改める。

第1条の「この要綱は、相模川流域下水道の維持管理の費用負担等を検討し、流域下水道の適正かつ効率的な運営を図るため、維持管理専門分科会（以下「分科会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。」については、「第1条 この要綱は、相模川流域下水道の整備・維持管理の費用負担等を検討し、流域下水道の適正かつ効率的な運営を図るため、経営専門分科会（以下「分科会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。」と改める。

また、第2条の「（1）流域下水道の維持管理に関すること。ア 維持管理に関する原則等の検討 イ 下水量及び施設管理等の検討（2）幹事会から検討を命じられた事項に関すること。（3）その他目的達成のため必要な事項に関すること。」について、「（1）流域下水道の整備に関する負担原則などの検討（2）流域下水道の維持管理に関する負担原則などの検討（3）流域下水道の経営全般に関する意見交換（4）幹事会から検討を命じられた事項に関すること。（5）その他目的達成のため必要な事項に関すること。」と改める。

附 則

この改正は、令和2年1月1日から施行する。

「相模川流域下水道維持管理専門分科会設置要綱」新旧対照表

新	旧
<p>相模川流域下水道<u>経営</u>専門分科会設置要綱</p> <p>(目的) 第1条 この要綱は、相模川流域下水道の整備・維持管理の費用負担等を検討し、流域下水道の適正かつ効率的な運営を図るため、<u>経営専門分科会</u>(以下「分科会」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務) 第2条 分科会の所掌事務は、次のとおりとする。 <u>(1) 流域下水道の整備に関する負担原則などの検討</u> <u>(2) 流域下水道の維持管理に関する負担原則などの検討</u> ア 維持管理に関する原則等の検討 イ 下水量及び施設管理等の検討 <u>(3) 流域下水道の経営全般に関する意見交換</u> <u>(4) 幹事会から検討を命じられた事項に関すること</u> <u>(5) その他目的達成のため必要な事項に関すること</u></p> <p>(構成) 第3条 【略】</p> <p>(招集及び議長) 第4条 【略】</p> <p>(議長の職務) 第5条 【略】</p> <p>(庶務) 第6条 【略】</p> <p>(報告) 第7条 【略】</p> <p>(協議会の会議) 第8条 【略】</p> <p>附則 1 この要綱は、平成2年4月1日から適用する。 附則 1 この要綱は、平成18年4月1日から適用する。 附則 1 この要綱は、平成19年4月1日から適用する。 附則 1 この要綱は、平成21年11月4日から施行する。 附則 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附則 1 この要綱は、平成28年5月26日から施行する。 附則 1 この要綱は、令和2年1月1日から施行する。</p>	<p>相模川流域下水道<u>維持管理</u>専門分科会設置要綱</p> <p>(目的) 第1条 この要綱は、相模川流域下水道の維持管理の費用負担等を検討し、流域下水道の適正かつ効率的な運営を図るため、<u>維持管理専門分科会</u>(以下「分科会」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務) 第2条 分科会の所掌事務は、次のとおりとする。 <u>(1) 流域下水道の維持管理に関すること</u> ア 維持管理に関する原則等の検討 イ 下水量及び施設管理等の検討 <u>(2) 幹事会から検討を命じられた事項に関すること</u> <u>(3) その他目的達成のため必要な事項に関すること</u></p> <p>(構成) 第3条 分科会は、神奈川県、流域関連公共下水道12市町及び(公財)神奈川県下水道公社の担当部長、担当課長及び担当係長の職にある委員をもって構成する。</p> <p>(招集及び議長) 第4条 会議は事務局が招集し、その議長は流域関連市町の委員の中から持ち回りで充てるものとする。</p> <p>(議長の職務) 第5条 議長は会議を進行し、必要に応じて幹事会に決定事項を報告するものとする。</p> <p>(庶務) 第6条 分科会の事務局は、神奈川県県土整備局河川下水道部下水道課に置く。</p> <p>(報告) 第7条 分科会の決定事項については、必要に応じて幹事会に報告し、協議会で決定する。</p> <p>(協議会の会議) 第8条 この要綱に定める他、分科会の運営に関する必要事項は、議長がこの分科会で定める。</p> <p>附則 1 この要綱は、平成2年4月1日から適用する。 附則 1 この要綱は、平成18年4月1日から適用する。 附則 1 この要綱は、平成19年4月1日から適用する。 附則 1 この要綱は、平成21年11月4日から施行する。 附則 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附則 1 この要綱は、平成28年5月26日から施行する。</p>

相模川流域下水道経営専門分科会設置要綱

(改正後の全文)

(目的)

第1条 この要綱は、相模川流域下水道の整備・維持管理の費用負担等を検討し、流域下水道の適正かつ効率的な運営を図るため、経営専門分科会（以下「分科会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 分科会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 流域下水道の整備に関する負担原則などの検討
- (2) 流域下水道の維持管理に関する負担原則などの検討
- (3) 流域下水道の経営全般に関する意見交換
- (4) 幹事会から検討を命じられた事項に関すること。
- (5) その他目的達成のため必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 分科会は、神奈川県、流域関連公共下水道12市町及び（公財）神奈川県下水道公社の担当部長、担当課長及び担当係長の職にある委員をもって構成する。

(招集及び議長)

第4条 会議は事務局が招集し、その議長は流域関連市町の委員の中から持ち回りで充てるものとする。

(議長の職務)

第5条 議長は会議を進行し、必要に応じて幹事会に決定事項を報告するものとする。

(庶務)

第6条 分科会の事務局は、神奈川県県土整備局河川下水道部下水道課に置く。

(報告)

第7条 分科会の決定事項については、必要に応じて幹事会に報告し、協議会で決定する。

(協議会の会議)

第8条 この要綱に定める他、分科会の運営に関する必要事項は、議長がこの分科会で定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年11月4日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年5月26日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年1月1日から施行する。